

平成27年度第1回南島原市総合教育会議次第

日時 平成27年6月5日（金） 10時00分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 南島原市総合教育会議規則について

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

(3) 総合教育会議のスケジュール等について

(4) その他

総合教育会議について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

(平成27年4月1日施行)

4つのポイント

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ② 教育委員による新「教育長」へのチェック体制の強化と会議の透明化
- ③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④ 教育に関する「大綱」を地方公共団体の長が策定

2 「総合教育会議」の設置

地方公共団体の長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、地方公共団体の長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされた。

3 総合教育会議の位置づけと構成員

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。
- 会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会とする。
- 会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 会議で調整された結果は、双方が尊重しなければならない。
- 会議は、審議会や決定機関ではなく、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。

4 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項

- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

1. 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
2. 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼早教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会との事務連携が必要な事項

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

1. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
2. 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5 協議・調整の結果の尊重義務

- 地方公共団体の長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、その結果を尊重しそれぞれが所管する事務を執行する。

- 会議は、あくまで協議の場であり、教育委員会の執行権限は従来どおり変わっていないため、地方公共団体の長が一方的に教育政策を決定し、実行できるということではなく、調整のついていない事項については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断し執行する。

6 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 会議は、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合を除き公開する。
- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

南島原市総合教育会議規則（案）

（目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する南島原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- （1） 大綱の策定に関する協議
- （2） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- （3） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- （4） 上記に関する構成員の事務の調整

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認める

ときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第7条 傍聴の手続等については、南島原市教育委員会傍聴人規則（平成18年3月31日教育委員会規則第3号）を準用する。この場合において、南島原市教育委員会傍聴人規則第1条、第3条、第5条及び第6条中「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年6月5日から施行する。

(傍聴の許可)

第1条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

(傍聴人の制限)

第3条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第6条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

大綱の策定について

1 大綱の策定概要について

- 地方公共団体の長は、教育基本法に規定する基本的な方針を参考に、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、予め、総合教育会議において、協議する。
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 留意事項

地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有する。また近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要であることから、地方公共団体の長に大綱の策定を義務づけ、地域住民の意向のより一層の反映と当該地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ること。

3 大綱の定義

- 大綱は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本方針を定め、詳細な施策までは求められていない。

- 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして、地域の実情に応じた大綱を策定する。
- 大綱が対象とする期間は、4～5年程度が想定されている。
- 大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えられていない。

4 大綱の記載事項と注意事項

(1) 記載事項

- 大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断にゆだねられている。
- 主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定子ども園などを通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の権限に係わる事項についての目標や方針が考えられる。

(2) 注意事項

- 教育行政に混乱を生じることがないように、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議、調整を尽くすこと。
- 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、双方に尊重義務がかかる。
しかし、会議で調整した方針に基づいた事務執行の結果として大綱に定めた目標を達成しなかった場合については、尊重義務違反にはならない。
- 地方公共団体の長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負わない。

教育に関する事務についての調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断する。

6 地方教育振興基本計画との関係

- 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

総合教育会議のスケジュール等について

会議	時期	テーマ等
第1回	4～5月	教育振興等について
第2回	10月	教育予算について
臨時	随時	緊急に協議すべき案件について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（この法律の趣旨）

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 地方公共団体の長

（2） 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料

するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。